



※研修を修了しただけでは更新したことにはなりません。必ず兵庫県へ専門員証交付のための申請手続きをしてください

【専門員証の有効期間が切れていない方】

○初回更新 ○前回の研修が更新研修B ○現在の証が再研修修了により交付された方

現在の証交付以降、実務に従事した経験はありますか？

いいえ

更新研修 B (実務未経験者向け)

(54 時間) を受講して下さい。

はい

通算した実務経験期間が...

下記の2種類の研修を必ず①→②の順番で2つ受講して下さい。

①	・6ヶ月以上あり、申込時点で実務に就いている	・6ヶ月未満	・6ヶ月以上あり、申込時点で実務に就いていない
	専門研修課程 I (57.5 時間)		更新研修 A(前期) (57.5 時間)
②	・3年以上あり、申し込み時点で実務に就いている	・3年未満	・3年以上あり、申込時点で実務に就いていない
	専門研修課程 II (33.5 時間)		更新研修 A(後期) (33.5 時間)

【専門員証の有効期間が切れていない方】

○証の更新が2回目以上の方 **かつ**

前回の研修が

- ・専門研修課程 II・更新研修 A(後期)の方
- ・専門 I または更新 A(前期)と、専門 II または更新 A(後期)の方

現在の証交付以降、実務に従事した経験はありますか？

いいえ

更新研修 B (実務未経験者向け)

(54 時間) を受講して下さい。

はい

申し込み時点で実務についており、かつ実務経験が通算3年以上ありますか？

はい

専門研修課程 II (33.5 時間)

を受講して下さい。

いいえ

更新研修 A(後期) (33.5 時間)

を受講して下さい。

【既に専門員証の有効期間が満了している方】 上記の研修では研修中に有効期間が満了する方も含む

新型コロナウイルスの影響による、有効期間の延長措置の対象者は除く(裏面※1)

再研修 (54 時間)

を受講して下さい。

※再研修修了後より、専門員証の交付申請手続きが可能です。



介護支援専門員研修フローチャート ＜注意事項＞

新型コロナウイルスの影響で、更新研修が受講できず、すでに証の有効期間が満了もしくは令和3年度中に満了される場合であっても令和2年度に中止、延期された研修の受講を予定されていた方は令和3年度の研修を受講の上、証の更新手続きをお願いします。

※1（兵庫県ホームページ：「2021年6月1日 新型コロナウイルス感染拡大の影響で令和3年度介護支援専門員証更新に係る法定研修が受講できない場合の取扱い」をご確認ください）

更新手続きの注意事項

- 研修を修了しただけでは、更新したことはありません。必ず兵庫県へ専門員証交付のための申請手続きをしてください。
- 更新や再交付に必要な研修は、介護支援専門員としての実務経験の有無や前回の更新状況により異なります。ご自身でフローチャートをよく確認してください。
- 今後、介護支援専門員として実務に従事する予定がない場合は、証を更新する必要はありません。
- 証を更新されない場合、介護支援専門員として実務に就くことはできませんが、登録は抹消されません。証の有効期間満了後、実務に就きたい方は再研修を受講してください。再研修修了後より、証の交付申請手続きが可能です。
- 更新研修は、証の有効期間満了日のおおむね2年前より申し込むことができます。（研修受講申込みや研修日程については、福祉人材研修センターへお問い合わせください。）
- 対象者は、原則として兵庫県登録の方となります。（他府県登録の方は、登録府県にお問い合わせください。）

実務経験期間とは

- 現在お持ちの専門員証の交付日以降の通算期間のことです。
- 「実務に就く」「実務経験」とは、介護支援専門員として介護サービス計画書の作成業務に従事（ケアプラン・予防プランの作成）した経験をいいます。居宅介護支援事業所の管理者については、管理者としての期間も実務経験があると認められます。
- ★ 一方、要介護認定の調査業務や連絡調整のみを行っている場合は、実務経験に含まれません。

【研修日程や内容等お問い合わせ】

兵庫県社会福祉協議会
福祉人材研修センター

TEL 078-367-5211
(受付時間平日9:00~17:00)

ホームページは
こちらのQRコードより



【更新方法・手続き等お問い合わせ】

兵庫県 高齢政策課 計画・審査班

メールアドレス

koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp

※メールでのお問い合わせにご協力をお願いします。

兵庫県ホームページは
こちらのQRコードより

